

営業時間短縮要請の対象区域

○対象店舗数：
約600事業所

○対象区域：
米子市朝日町、尾高町、角盤町
1～4丁目、加茂町2丁目（東町境
から国道9号線まで）、紺屋町、茶町、
西倉吉町、東倉吉町、万能町、
日野町、東町（市道久米町末広通り
線より市役所方面）、明治町、四日市
町、弥生町、末広町（市道久米町末広通
り線より明治町方面）、富士見町2丁目（角
盤町1丁目境から国道181号線まで）、法勝寺
町（紺屋町境から市道富士見町東町線まで）

